

第13回定期総会



とき 1997. 6. 26 (木)
 ところ かながわ労働プラザ
 総会場での鈴木志げ子代表幹事挨拶

暗雲(年金・健保制度崩壊危機)に立向う

気力・体力・政治力を!!

退職者

こだま会報

NO. 39



第三回

定期総会報告

(会報38号 二七頁参照)

六月二十六日(木)、総会は昨年と同じ県立かながわ労働プラザの4階第五会議室で開催されました。

会場には、山口順久氏による年金相談のコーナーや、こだま会10周年記念誌や会報のバックナンバーを配布するコーナーを設けて、みなさんをまちうけました。予想外に出席者が多く、追加の椅子を運びこむ盛況でした。

1時30分、川井幹事の司会で始まりました。出席者一〇二名、委任状四六九名、計五七一名で、会則第一二條の総会成立要件である会員総数七九九名の1/3(二六七名)を十分に満たしており、総会の成立が報告され、開会となりました。

開会

開会のことば(要旨) 川井幹事

さきの国会では、一六八の法案が通過し、〇・八日に一法案の割合で通っています。国会議員ですら驚く早いテンポで政治が動いており、高齢者を含む保健、年金等々の改悪が進んでいます。改悪を止め、いかにして法律を少なくするかが重要となっています。「こだま会」も、親

睦は勿論ですが、それだけでなく、一定の運動に参加しなければならぬ時に来ている。今年の提案はそういう意味で例年とは違っていると思います。みなさんの忌憚のない意見をお願いいたします。

代表幹事あいさつ(要旨)

鈴木志げ子代表幹事

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお出で頂いてありがとうございます。初めて一〇〇名を超える一〇二名の会員のお顔を拝見し、本当に感激しております。これもこだま会に対する期待が大きいのではないかと、改めて役員一同気ひきしめて頑張らなくてはと思います。今年、消費税の増税や、健保・年金などの改悪、介護保険の提案など国政が激しく動いています。黙っていても高齢者の生活は圧迫される一方です。声を挙げていかなければいけないとヒシヒシと感じています。こだま会の消費税阻止の署名も一定の反響がありました。これからも社会的に目を向けていかなければと思います。

一方、昨年のアンケートの結果から、病気になるたとき一人ポッチのとき「たよりがい」のあるこだま会になって行きたいとの方向で、法律・税金・年金・建築(リフォーム)などの相談事業をはじめたところです。また、保険の充実、葬祭など少しでも役立つものと思っています。現職中は、権力が弱かったものです。

退職して一人となって考えることは、考えることを声に出していつていかなければと思います。こだま会と足並みを揃えて声を出しましょう。

本日の欠席のおはがきには、体調不調が目立ちました。みなさんお体を大切に、おすこし下さい。

〔会員物故者一五名に対し黙とう〕

来賓のあいさつ

神奈川県職労中央執行委員会小畑副委員長から、こだま会の発展を祝い、ともに連帯しまいましようとの祝辞を頂き、続いて、横浜市従退職者会、神奈川県労連退職者会、全労災神奈川県本部から祝辞、神奈川県労働金庫から祝電を頂きました。

議事

議事に荒井太郎氏を演出、議事に入りました。

第一号議案

Ⅰ 一九九六(平成八)年度経過報告
Ⅱ 一九九六(平成八)年度一般会計

・積立金会計決算報告

Ⅲ Ⅱに対する監査報告

Ⅰ 経過報告

青木事務局長

1. 三つの委員会の活動は、昨年度発足したもののだが、それぞれ軌道にのって来た。



会場一杯の参加者のみなさん

(1) 総務・企画委員会

会員の生活実態とニーズに関するアンケート調査による課題に取組み、法律・税務・保険年金相談を始めた。

(2) 趣味の会実行委員会

健康ウォークの会、歴史教室、旅行の会、お茶の会など実施した。

(3) 集団体制の会報編集が軌道にのった。

2. 入会の拡大は、あと一歩で八〇〇名に達する。退職予定者むけの各種集会に出かけ、入会勧誘に努めた。

3. 事務局体制と財政 ボランティアで

維持されて事務処理を進めている。財政は、活動の活性化に伴い、精一杯やりくりをしている。

4. その他

(1) 手作り文化祭 昨年度同様、神奈川県自治労連退職者会の実行委員会に参加し実施した。

(2) 日本高齢者大会 4名が連帯の輪に参加、豊かな情報を得た。

Ⅱ 会計決算報告

青木事務局長

一般会計と積立金会計について、収支決算にもとづいて説明がなされた。

Ⅲ 会計監査報告

上野多恵子会計監査

五月八日こだま会事務所において監査の結果、妥当に執行されていた。

以上、第一号議案ⅠⅡⅢ一括採決の結果、拍手多数で承認されました。

第二号議案

一九九七(平成九)年度活動方針案および一般会計・積立金会計

収支予算案 生方副代表幹事

提案に先立ち資料(会報No38)の訂正

をいたします。二ページ上段後から五行目「赤字」というなら……以下三行、

不適切な表現でしたので削除いたします。司会や来賓の挨拶で触れられたように、

憲政憲法のオンパレード、みなさんも怒

りを新たにしたいと思えます。このためにはみなさん力を合わせていかなければなりません。厳しい情勢ですが、高齢になるという面で弱さが出ますが、一人ひとりの力は小さいが、力を寄せ集めて声を大きくつくっていきたくないと考えます。

Ⅰ 活動方針

1. 医療・介護保険・年金問題などの資料提供・学習会を行う。署名活動など要求で一致する他団体とも協力する。

2. 会報を年四回発行して、催しものお知らせや必要な情報をタイムリーに提供する。

3. 相談事業を軌道にのせ、福利厚生事業では、さらに退職後有利な各種共済などを充実する。

4. 一〇〇〇名の会員を目指して、県職



三役を決める第1回幹事会(休憩中に)

1997~98年度 こだま会役員

1997. 6. 26

役職名	氏 名	委 員 会
代表幹事	鈴木 志げ子	企画、広報、趣味の会
副代表幹事	生方 武羅夫	企画
〃	加藤 利 秋	趣味の会、広報
〃	松 村 邦	趣味の会
事務局 長	青 木 武	企画、広報、趣味の会
事務局次長	木 村 武 子	広報
幹 事	明 田 剛 一	〃
〃	小野田 ふで子	企画
〃	船 橋 まさ子	趣味の会
〃	鈴 木 三 郎	企画
〃	川 井 弘 次	〃
〃	米 山 東 伊	趣味の会
〃	新 井 通 子	広報
〃	・小川 達 子	趣味の会
〃	・秋 中 一 允	企画
〃	・新 井 勝 久	
〃	・叶 井 進 一	企画
〃	・斎 藤 一 悦	〃
〃	・島 田 多嘉子	趣味の会
〃	・本 山 文 子	
(県職労) 会計監査	上 野 多恵子	趣味の会
〃	古怒田 富士一	〃
相 談 役	児 玉 欣一郎	企画、広報

注：委員会の分担は第2回幹事会(7/15)に決定した。

・印 新任

- 7. 三委員会の目標
- 6. 他団体とも連携し、手作り文化祭や、各種集会に参加する。
- 5. 事務局体制は、会員増、活動の活性化で事務量が增大するので、ボランティアの協力がより必要である。
- 4. 企画総務委員会 企画委員会に改称、財政問題が課題。
- 3. 趣味の会実行委員会 新しい企画とともに、新しいリーグ獲得が必要。世話人を広く求める。
- 2. 広報編集委員会 会報年四回の刊行が目標。

II 会計収支予算

1. 一般会計は、規模は前年とはほぼ同じ。ただ、平均年齢の変化から、積立金取らずし収入で終身会費の1/16を1/20とした。活動を拡大するためには、積立金の使いみちや、事業収入拡大の方向の研究が必要である。

以上、第二号議題案も拍手多数で可決されました。

III 第三号議案

役員改選

青木事務局長

新役員の候補を一九名から二三名にし、推選の経過と候補者名簿(左表)の発表があり、大きな拍手で承認されました。

閉会

閉会のことは、加藤副代表幹事が述べました。

暫時休憩後、退任された和田、岸両幹事に謝意を表すると同時に、三役が発表され、幹事一人ひとり紹介されました。ここで議事終了し、拍手のうち議長が降壇しました。

続いて山口順久会員による「年金の将来はどうなる……」のお話がありました。関心が強い故か、もう少し時間があればよかったのとは会場の声。講演要旨を四頁に掲載しました。ご覧下さい。



さあ、ゆっくり語りあおう

懇親会

べました。最後の生活を脅かすものに怒りをもち声を挙げよう、一人ぼっちをなくし全員相互の交流を深めよう、みんなで力をあわせて頑張ろうと締めくくり、少々時間に追われながらも無事閉会しました。

懇会を終ると、一同9Fのレストラン「ガル」に集い明田氏の司会、児玉氏の乾杯で賑やかに始まりました。今回は、ゆっくりと語らうように立食パーティーにせず、席を多く設けたバイキング方式にして好評でした。

近況報告の交換やら、カラオケで大いに盛りあがった楽しい一刻でした。



年金の将来はどうなるか

山口 順久

「年金の将来はどうなるか」というテーマですが、いま年金がどうなっているかに触れたいと思います。86年(昭和62年)の年金改悪、今から11年前、丁度私たちの「こだま会」が発足した翌年ですが、高齢化社会が来る、公的年金が潰れると騒がれ、改悪の三点セット「給付額を切下げ」「支給開始年齢65歳に引き上げる」「保険料を大幅に上げる」が押しつけられました。年金額の切下げは、国民年金が38%、厚生年金は32%、33%、私たちの共済年金は35%、40%、とくに共済の切下げ幅はもっと大きいという話もあります。これを一度に下げる訳にいきませんから20年かけてだんだんに行うというもので11年たった今年退職された皆さんは「こんなに少ないのか」と驚かれたと思います。86年の改悪時は皆さんも関心が少なく、同年7月の衆・参議院同時選挙には改悪を進めた自民党が衆院で300議席を確保、大勝利となりました。

99年にむけ改悪検討

「年金の平均額はいくらか」と聞

かれますが、この会場の皆さんでも生年月日によって年金額の水準が違います。昭和一桁生まれはまあまあ、二桁はお気の毒様、昭和20年生まれになれば支給開始年齢も伸び、「ご愁傷様」とお悔やみを申上げようような状況になっています。これだけ改悪のプログラムが進行し、もう改悪し尽くしたと思ってきましたところ、昨年秋頃から年金改悪の話が再燃し、マスコミも取り上げ俄かに雲行きが怪しくなってきました。今度は「少子」高齢化社会の進行ということで、2年後の99年の年金財政再計算期にまたまた改悪しようというものです。厚生省の関係者は従来の改正はまだ「アメ」の部分があったが今回は「ムチ」しかないと言っているといわれています。一時金からも掛金を徴収する総報酬制の導入や国民年金の3号被保険者(サラリーマンの妻)から保険料徴収するなど負担増、支給開始年齢65歳実施時期を早めるなどが検討されています。しかし、現役世代の負担だけでは限界があり、従来、既得権として影響の少なかった私たち受給者にも5年ごとの賃金ス

ライドをなくし物価スライドのみにする、高額年金のカットなどがささやかれています。まだ改悪の中身は年金審議会で検討中で、まだよく分かりませんが「現役世代、後世代」との負担の均衡と公平をどうするか、要するに年金受給中の世代にも年金額の切下げなどの負担を求めるとい

悪者にされる受給者・高齢者

ところで、皆さんが年金を受け始める時点でその人の積立金がどうなっているのかということです。将来の給付総額と積立金総額(掛金・使用者負担・利子の合計)がイコールなら誰にも負担をかけないわけですが、いろいろなところでの試算がありますが、昭和6年生まれの場合、積立総額は給付総額の25%程度といわれています。つまり掛金の4倍、本人負担の8倍もの年金を受けていることとなります。足りない分は誰が負担するのか。国庫負担もありますが基礎年金部分の3分の1ですから大部分は後世代、現役世代にしようというのが政府の考え、現行の制度なのです。これでは現役は堪りませんし、マスコミは少ない掛金負担で高い年金に胡座をかいて現役世代に負担を強いているとして高齢者を悪者に仕立てようとしています。

社会保障としての年金制度を

高齢者の実態はどうでしょうか。百万を超える無年金者がおり、国民年金の加入者でも平均受給月額額は4万円にもなりません。私たち共済年金はまだ良いほうで、恵まれている高齢者は多くありません。戦中、戦後を生き抜き、今日の日本を築いてきた高齢者に憲法25条に定められた「健康で文化的な生活」を保障しなければなりません。年金改善の運動も広がっています。誰もが月額7万円を保障する最低保障年金制度の制定など年金改善を求める請願は1千をこえる地方自治体の議会で採択されています。「社会保障としての年金」か、公的年金は基礎年金のみとして後は民間金融機関に委ねる年金民営化論にみられるような国の責任と負担を減らし財政論優先の年金制度かの岐路に立っています。社会保障の財源は日本の経済と政治を民主化するならば十分できます。私たちが高齢者を悪者にし、現役世代に負担を強いる年金改悪に反対しましょう。今こそ、行動に立上がる時です。私たちになができるのか。ぜひ、こだま会の幹事会で検討していただきたいと思ひます。

(会員・社会保険労務士)

予告!! 予告!! 趣味の会

各都会入会ご希望の方は、ハガキで事務局までご連絡下さい。

○歴史教室(第三〇回)

東慶寺に眠る人びと

とき 十一月六日(木) 一四時

ところ 神奈川県民センター

特別講師 荒井太郎氏

○歴史散歩(第一六回)

鎌倉の史跡探訪

とき 一〇月一七日(金)

ところ JR北鎌倉駅 一時集合

コース 北鎌倉から小町大路

○健康ウォーク会

秋の21世紀の森を訪れよう

とき 一二月五日(金)

コース 関本駅―内山―21世紀の森―酒水の滝―山北駅

○旅行の会

五色沼散策と歴史の街会津の旅

とき 十一月二日(水)―三日(木) 一泊二日

コース 本厚木―横浜―郡山―五色沼―磐梯熱海温泉(泊)

―会津酒蔵歴史会館―山田漆器館―横浜―本厚木

費用 二五、〇〇〇円

バス一台貸切りで四四名の定員です。席に余裕のある場合、旅行の会に未加入の方でも参加できます。ご希望の方は、九月三〇日(火)までに事務局まで申込んで下さい。

○薬膳料理とお抹茶を楽しむ会

老化を防ぐ薬膳料理を作って、みんなで会食。午後はお菓子とお抹茶で懇談。秋のひとときを楽しく。

とき 十一月二十八日(金)

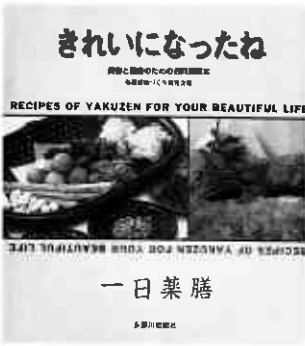
ところ 横浜市健康福祉センター 9F (JR桜木町駅前)

講師 鈴木志げ子氏 (表千家)

上野多恵子氏 (薬膳健康づくり研究会 会長)

会費 一、八〇〇円

申込み 十一月五日(土)までに住所・氏名・電話を明記した葉書を、事務局へ。



薬膳健康づくり研究会編 多摩川新聞社 2,300円

総会に出席して

微力ながらお役にたてば



島田 多嘉子

どんな活動がどのように行われているのかあまり理解しないまま、退職後の生活の指針の一つになればという気持ちで県職労退職者こだま会に加入し、第十三回定期総会に出席しました。

総会は百名余りの出席によって行われましたが、十三年という歴史の歩みが会場に熱気をつくり、一年振りの再会を喜び合う先輩達の姿に退職者こだま会を一つのよりどころにしている様子が伺われました。

た。同時に退職後の生活をより豊かなものにするために、退職者こだま会でとりくまれていた旅行、趣味、健康づくりの会等の広がりや充実、会報による情報の提供によって(今年度からは四回の発行)会員同志をつなぎ、仲間づくりをしてゆくことも大切なことだと思いました。退職者こだま会がますます充実し発展してゆくことを期待したいと思います。

いま高齢者にとって、消費税の引上げや医療、年金の改悪等きびしい状況になっています。自分達の生活を守るためにはどうしても高齢者達が手をつなぐ少しでも高齢者達が手を結んで少しずつでも行動をおこしてゆく必要があることを実感しまし

受けすることにしました。高齢者の明日の生活を楽しく豊かなものにするために先輩の方達と共に頑張っていきたいと思

(元保健教育センター勤務)

マメ知識 — 遺言 ②

遺言の範囲

民法上、遺言によってできる行為は、十種に限定されています。それには、(一)遺言によってのみできる行為(生前にはできない行為)と(二)生前行為によっても、遺言によっても、どちらでもできる行為とがあります。

遺言によってのみできる行為

遺言によってしかできない行為は、①後見人・後見監督人の指定②相続分の指定・指定の委託③遺産分割方法の指定・指定の委託④遺産分割の禁止⑤相続人担保責任の指定⑥遺言執行者の指定・指定の委託⑦遺贈減殺方法の指定・委託、の七種です。紙幅の都合で、全部を取り上げる余裕がありませんので、四項目に限定して説明します。

まず、②相続分の指定ですが、被相続人(遺言者)は法定相続分と異なる相続分を定めることができます。

遺言 ②

ただし、遺留分の規定に反することはできません。法定相続分は、相続人の種類により、例えば、配偶者と

子供一人の場合であれば配偶者が二分の一、子供が二分の一、というふうに決まっています。遺留分というのは、一定の相続人(兄弟姉妹を除く)に対し、相続財産のうちの一定割合を保障し、被相続人が死亡した後の相続人の生活の安定を図ろうとするもので、その割合は、直系尊属のみが相続人の場合は相続財産の三分の一、その他は二分の一となっております。相続分をこれより小さくしてはいけません。なお、指定の委託とは、相続分を定めることを第三者に委託することができるというものです。③遺産分割方法の指定とは、例えば、配偶者には有価証券及び現金、子供には不動産というふう

に分割方法を指定することです。④遺産分割の禁止とは、五年を超えない期間の範囲内で遺産分割を禁止す

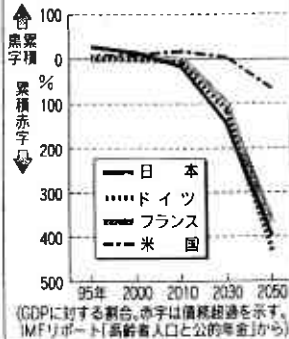
ることができるというものです。遺産分割を巡って争いを生ずる恐れがあるような場合に、冷却期間を設けようとするのがこの規定の趣旨です。⑥被相続人は遺言によって、一人または複数の遺言執行者を指定することができます。

生前行為によっても、遺言によってもできる行為

このケースとしては、⑧認知⑨財産処分(遺贈と寄付行為)⑩相続人の廃除とその取消し⑪信託法上の信託の設定、の四種があります。このうち、⑩相続人の廃除とその取消しというのは、遺留分を有する推定相続人が、被相続人を虐待したり、重大な侮辱を加えたり、あるいは推定相続人に著しい非行があった場合に被相続人は推定相続人の相続権廃除を家裁に請求できますが、遺言によってこの意思表示をした場合には、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家裁に排除の請求をしなければなりません。

(今回は遺言の形式)
(生方武羅夫)

主要国の公的年金の純資産



公的年金の国際比較

	日本 (厚生年金)	米 (老齢遺族 障害保険)	独 (職員年金)	仏 (一般制度)
支給開始年齢	60歳 (男性)	65歳	65歳	60歳
保険料率	17.35% (労使折半)	12.4% (労使折半)	19.2% (労使折半)	本人6.65% 事業主 9.8%
平均年金 受給月額	約160,000円 (94年度)	約100,000円 (93年)	約86,000円 (93年)	約55,000円 (93年)

(注)日本の支給開始年齢で女性は98年まで59歳。保険料率は月収に対する割合。日本を除き94年

欧米も公的年金高齢化で重症

保健情報

クスリに関する11章

⑧

●クスリだけを飲みこむのは危険です●

飲み方で注意したいのは、水なしで飲む人がいることです。中には、カプセルも何もしないで飲めるといばる人までいますが、それは非常に危険です。

カプセルをちよつと水でぬらして、手でもつていただくとは分かりますが、ゼラチンですから、すぐベタベタします。それが食道の途中で粘膜にくっつくと、ついた所で溶けて、食道の粘膜に潰瘍をおこしたりします。

場合によっては出血したり、穴があったり、けっこうめんどうなことになります。

たとえ飲みやすいクスリでも、水か白湯で、それもコップ一杯くらいで飲むのがいいのです。水で流しこむということもありますが、クスリは溶けないと、腸の粘膜から吸収されないからです。

だからカプセルがこわれて中のクスリが溶け出すときに、水分がたっぷりあった方が溶けやすいのです。

もし溶けないまま移動していった場合には、そのまま出てしまうわけですから、せっかく飲んだクスリが、何の役にも立たないということにも

なりかねません。

※

よくクスリを、ジュースやコーラといっしょに飲んではいけません。水や白湯で飲んだときと、コーラで飲んだときをくらべると、血液中の濃度の上がり方が遅くなったというデータがあります。

牛乳もあまりすすめられません。牛乳にはカルシウムが入っていますが、クスリの中にはカルシウムとくっついて吸収されにくくなるものがあります。ただ、アスピリンのように、胃や腸の粘膜を傷つけるクスリは、牛乳が粘膜を保護するので、牛乳で飲んだ方がいいのです。お茶には興奮剤のカフェインがありますから、鎮静薬をお茶で飲むようなことは常識的にやめた方がいいです。昔はお茶で鉄剤を飲むのはいけない、といわれましたが、今の

クスリは改良されていますので、飲んでも心配はいらなくなりました。どのクスリも原則的には水か白湯で飲むのがいいのですが、万が一、水も白湯もなかったら、何もなしで飲むよりは、お茶でもジュースでもいいから、いっしょに飲んでいただく方がいいですね。

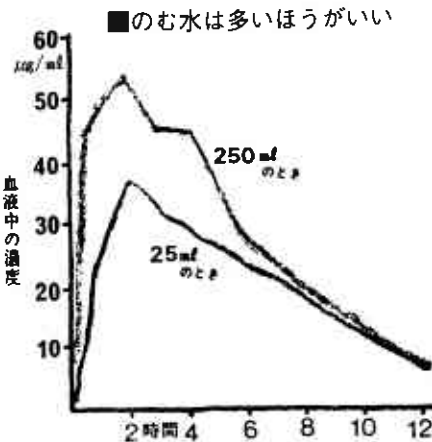
お酒といっしょに飲むというのは、言語道断です。たとえば睡眠薬を、お酒といっしょにのむと、非常に危険な状態になることがあります。アルコールとクスリが同時に肝臓にいくと、肝臓は優先的にアルコールを

処理しようとし、ますから、クスリは血液の中で待たされて、濃度が高くなってしまふからです。

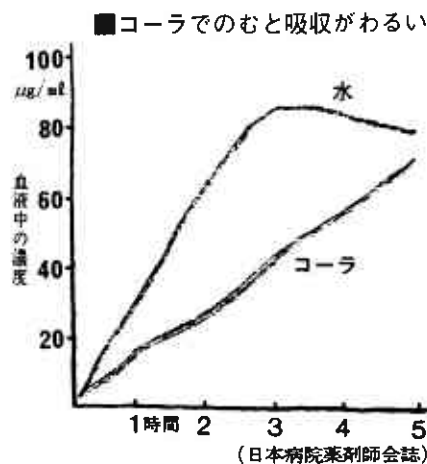
タバコはニコチンをふくんでいいますから、血圧をあげたり、タバコ自体があまりからだのためにいい影響があればならないほど、からだの具合が悪いのだったら、クスリを飲む前にタバコを制限する方がいいでしょう。ことに心臓とか、血圧、循環器系に関係するようなクスリるときは、タバコはガマンして下さい。

（『暮しの手帖』から）

●空腹時に、クスリをコップ一杯の水で飲むのくらべて、少量の水のときは、血液中のクスリの濃度の上り方が悪い。



●クスリをコーラでのむと、水でのむのくらべて、血液中のクスリの濃度の上り方がおそい。



～黙っていてもよくなる政治意識をもっともとう～

全国自治体退職者の

組織化をめざして

去る7月6日、自治労連全国大会の前日、岡山市で第4回自治体職場退職者会役員会全国交流集会在岡開催されました。

今年の集会是政府の「行政改革」の柱として医療制度の改悪、福祉の切捨てに加えて年金の大改悪がもくろまれている情勢の中で、自治体関係退職者の全国的組織の結成をめざして、その準備会を兼ねて開かれました。

準備会では申し合せ事項として次の3点が確認され、次回の自治労連大会等に「全国自治体退職者会連絡会」の結成に向けてお互いに努力することを確認しました。

申し合せ事項
準備会の名称を「全国自治体退職者会連絡会準備会」(仮称 連絡会準備会)とする。

①各自自治体退職者会相互の連絡会準備会は、

情報交換や親睦活動及び退職者の生活上と権利確立など一致する要求で共同行動をすすめる。

②また、地域住民の一員として、住民のいのちとくらしを守る民主的な自治体をつくりあげる活動にもとりくむ。

③そのために一致する要求・課題で各自自治体労組との共同行動を追求する。

その他として準備会は全国の各自自治体退職者会を構成単位として上部団体の違いを越えて構成する幅広いものとする事も確認されました。

そして当面、事務局を置き、各退職者組織に協力と参加をよびかけ、連絡会発足に必要な活動計画や予算計画などの準備をすすめていくことになりました。

また準備会の役員体制も次のとおり承認されました。

●世話人代表

大牟礼藤男 東京都職労

●世話人副代表

服部信夫 愛知県古屋市

●世話人

川上博司 京都府職労

●世話人

高橋良雄 岩手自治労連

加藤利秋 神奈川自治労連

小川春水 愛知県古屋市

佐谷史郎 大阪府職労

山田賢一 大阪府職労

鈴木節治 京都府職労

●事務局長

小川智司 都職労

●事務局次長

新倉昭二 横浜市従

(加藤利秋)



熱のこもった討議が続く

高齢者居室等整備資金

貸付制度ご利用を

【対象】県内に1年以上在住し、高齢者向けの住宅の新築、増改

築、住宅設備の改造などの

工事を、横浜・川崎市以外

で行う方で、

①60歳以上の

方と同居する

方。②同居者がいる60歳以上

の方。

【内容】▼利率1年2・5%▼限度額1350万円(10年以内償還)。

【申し込み】9月30日までに工事予定の市町村の高齢者福祉担当課へ。

【問い合わせ】県高齢者保健福祉課 ☎045(201)1111 内線5510

1。

(神奈川県新聞 97・8・18)

窓の民

○寄せられた返信

事務局によせられた総会出欠席通知には、様々な返信が書かれていました。欠席理由の最も多かったものは、体調不調でした。ついで勤務している為が続きます。これを機会の住所変更も結構ありました。

ご意見の中では、総会開催を横浜に固定せず、平塚・厚木あたりを検討してほしいが目立ちました。ユニークな返信を一つご紹介しましょう。

ちよっと一言、

お便りを下さい

編集・発行
県職労退職者こだま会
発行人 鈴木志げ子
発行日 1997.9.1

No. 39

横浜市中区本町4-37
TEL 045-212-3179(直通)
045-201-1111
(内線7953)

外国へ行かれた方、行く方もたくさんいらっしゃるのですが、外国でもこの国だけはモトをとりつくすまで、お預けにしましょう。その国は「黄泉国」。みんなで頑張りましょう。とことんとん (斎藤一悦)